

学校給食費に関する大切なお知らせ

高松市教育委員会 保健体育課

高松市立小・中学校の学校給食費は、学校を通さず、直接、高松市にお支払いいただく「公会計」方式です。

なお、学校用品等の学校諸費は、これまでどおり、学校へお支払いいただきます。



I 手続きについて

必要な手続きは、以下のとおりです。また、学校給食費は、原則、口座振替による納付をお願いします（口座振替に係る手数料は、高松市が負担します）。

手続き・対象者	内容等
1 「高松市学校給食申込書」の提出 全員	○児童生徒1人につき1枚、学校へ提出してください。給食を申し込まない場合も提出が必要です（4ページに記載例を掲載しています）。 ○一度提出すれば、お子様が高松市立の小・中学校に在籍している間有効です。
2 口座振替のお申込み 原則として全員 ①②のいずれかでお申込みをお願いします。	○児童生徒1人につき、お申込みをしてください。 ○一度提出すれば、お子様が高松市立の小・中学校に在籍している間有効です。ただし、口座の変更を希望する場合は、再度、手続きが必要です。 ○毎月末日までに手続きをされた方は、翌月以降に到来する納期の末日から口座振替を開始します。 ※手続きが間に合わない場合は、「納付書」により納付いただきます。
① 「Web 口座振替受付サービス」によるお申込み スマートフォンやPC等から、24時間いつでも口座振替のお申込みができるサービスです。	
＜利用可能な金融機関＞ ※下記金融機関の 普通預金口座のキャッシュカードが必要です 。 百十四銀行、香川銀行、中国銀行、阿波銀行、伊予銀行、四国銀行、徳島大正銀行、愛媛銀行、高知銀行、高松信用金庫、香川県信用組合、四国労働金庫、香川県農業協同組合	
 お申込みはこちらから (高松市ホームページ) ※令和7年度高松市立の小学校へ入学予定で、令和7年4月末までに手続きされる場合は、口座振替開始時期を「令和7年度第1期」としてください。	
② 「高松市学校給食費預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書（3枚複写）」によるお申込み 金融機関へ提出 してください。	
＜申込可能な金融機関＞ ※取扱金融機関は、変更となる場合があります。 百十四銀行、香川銀行、中国銀行、阿波銀行、伊予銀行、四国銀行、徳島大正銀行、愛媛銀行、高知銀行、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、三菱UFJ信託銀行（高松支店のみ）、高松信用金庫、香川県信用組合、四国労働金庫、ゆうちょ銀行、香川県農業協同組合、香川県信用農業協同組合連合会、西日本信用漁業協同組合連合会	

手続き・対象者	内容等
3 「高松市食物アレルギー等に係る学校給食費減額申請書」の提出 該当者のみ	○食物アレルギー等の理由により、飲用牛乳、主食（米飯、パン等）、おかず等の提供を受けることができない場合、その提供を中止し、学校給食費を減額します。 ○必ず、事前に学校との協議を行った上で、学校へ提出してください。 ○一度申請すれば、同じ学校に在籍している間は有効です。ただし、<u>市内転校や進学の際は、改めて次の学校と協議の上、提出が必要です。</u> ○食物アレルギー等の治癒により、学校給食を再開する場合は、「高松市食物アレルギー等に係る学校給食費減額停止届」の提出が必要です。
4 「高松市学校給食（停止・再開）届」の提出 該当者のみ	○次の場合に、学校へ提出してください。 - 高松市外へ転出する場合 - 高松市立の小・中学校以外の学校へ転校する場合 - 病気等のやむを得ない理由により、連続して5日以上（学校休業日を除く）欠席する場合 - 停止していた学校給食を再開する場合 ○停止及び再開は、学校が届を受領した日の5日後（学校休業日を除いて数えます。）からの対応です。
5 「高松市学校給食申込事項変更届」の提出 該当者のみ	○次の場合に、学校へ提出してください。 - 住所又は氏名が変更となった場合 - 通学する学校が変更となった場合（市内転校のみ） ※小学校から中学校に進学する場合は提出不要です。 ○<u>市内転校の場合は、転校が確定次第、転校前の学校へ速やかに提出</u>してください。 なお、食物アレルギー等の対応については、<u>転校後の学校と協議の上</u>、「高松市食物アレルギー等に係る学校給食費減額申請書」の提出が必要です。

※4・5については、事由が発生することにより、学校へ提出してください。

Ⅱ 学校給食費の単価について

保護者等の皆様には、食材の購入に係る経費（＝学校給食費）を御負担いただきます。

<令和6年度の学校給食費単価>

学校区分	学年区分	1食当たりの 学校給食費の単価	【例】 ※年間喫食回数190回の場合	
			第1期～第9期	第10期
小学校	低学年（1・2年生）	249円	4,800円	調整額
	中学年（3・4年生）	266円	5,100円	
	高学年（5・6年生）	282円	5,400円	
中学校	全学年	304円	5,800円	

※今後、単価が変更となる場合は、改めてお知らせします。

Ⅲ 納付期限・納付額等

期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期 (精算)
納付 期限	5月 31日	6月 30日	7月 31日	9月 30日	10月 31日	11月 30日	1月 4日	1月 31日	2月 末日	3月 31日

※納付期限が土・日・祝日の場合は、金融機関の翌営業日となります。

- ①学校給食費は、4月及び8月を除く年10回払いです。
- ②各期の納付額は、次のとおりです。
 第1期～第9期 年間納付予定額（1食単価×喫食予定数）を十等分した額（100円未満切上げ）
 第10期 実際の喫食数等により確定した年間納付額の残額
- ③納付期限、納付額等は、第1期の振替日までに「高松市学校給食費年間納付予定額決定通知書」によりお知らせします。なお、第10期分は、3月頃に確定した額をお知らせします。
- ④学校給食の年間の実施回数が年度当初の予定回数と異なることとなり、年間納付予定額を変更した場合は、「高松市学校給食費年間納付予定額変更決定通知書」によりお知らせします。
- ⑤口座の残高不足等により口座振替ができなかった場合、再振替はありません。納付期限内のお支払いが確認できなかった場合は、督促状をお送りしますので、同封の納付書によりお支払いください。
- ⑥学校給食費が滞納した場合、学校給食の申込時の同意に基づき、児童手当から徴収することがあります。なお、同意は撤回可能です。

Ⅳ 就学援助の認定を受けている場合

就学援助の認定を受けている児童・生徒の学校給食費は、就学援助費から自動的に高松市に納付されますので、保護者の皆様が納付する必要はありません。ただし、認定等の変更に迅速に対応するため、「高松市学校給食申込書」の提出及び口座振替のお申込みは必要です。

なお、就学援助を申請中の方は、学校給食費を納付していただきます。その後、認定となった場合は、認定となった期間の納付分を還付します。また、認定を受けていた方でも、年度途中で非認定となった場合は、非認定となった月以降の学校給食費を納付していただきます。

Ⅴ 生活保護を受けている場合

生活保護を受けている児童・生徒の学校給食費は、生活保護費から自動的に高松市に納付されますので、保護者の皆様が納付する必要はありません。ただし、認定等の変更に迅速に対応するため、「高松市学校給食申込書」の提出及び口座振替のお申込みは必要です。

なお、生活保護を申請中の方は、学校給食費を納付していただきます。その後、受給開始となった場合は、受給開始となった期間内の納付分を還付します。また、生活保護を受給していた方でも、年度途中で生活保護の停止又は廃止となった場合は、停止又は廃止となった日以降の学校給食費を納付していただきます。

Ⅵ お問い合わせ先

高松市教育委員会 保健体育課 学校給食総務係 電話（087）839-2657

高松市学校給食申込書 記入例 ※令和6年度様式

様式第1号（第3条関係）

（提出先）保護者→学校→高松市

令和○年○月○日

（宛先）高松市長

〒760-8571

保護者

住所 高松市番町一丁目8番15号

ふりがな

たかまつ たらう

■令和7年度の「小学校新1年生」又は「高松市立以外の小学校から進学する中学校新1年生」は、入学予定の学校名を記入してください。

■現在、高松市立の小・中学校に在学している場合は、現在の学校名を記入してください。

※申込書を提出済の在校生は、提出不要です。

学校給食費負担者）

氏名（自署） 高松 太郎

電話番号 090-1234-5678

高松市学校給食申込書

■令和7年度の「小学校新1年生」又は「高松市立以外の小学校から進学する中学校新1年生」は、「新1年生」にチェックしてください。

■現在、高松市立の小・中学校に在学している場合は、現在の学年・組を記入してください。

下記の注意事項及び承諾事項に同意の上、高松市学校給食費の徴収等に関する規則第3条第1項の規定により学校給食を申し込みます。

学校名	高松市立 ○○○ 小学校 中学校	学年・組	☐ 新1年生 ☒ 5年 1組
ふりがな	たかまつ いちろう	生年月日	平成24年6月10日
児童生徒 氏名	高松 一郎		
右記に該当の場合は チェックしてください。	☐ 食物アレルギー等の理由により、学校給食の提供を受けることができないため、学校給食を申し込みません。常に弁当を持参します。		

【注意事項】

- この申込書は、児童生徒が高松市立の小学校及び中学校に在学する期間中有効となります。
- 学校給食費の滞納が続き、支払の意思が見られないときは、法的措置を講じることがあります。
- 食物アレルギー等がある場合は、必ず学校と事前に協議をしてください。

【承諾事項】

- この申込書をもって、高松市及び高松市教育委員会が有する個人情報（学齢簿情報、就学援助情報、生活保護情報、児童手当及び特例給付に係る情報）を学校給食事業の実施のために必要な範囲で、高松市学校給食担当課に提供することに承諾します。また、学校給食費を滞納した場合、高松市学校給食担当課が当該債権の調査に必要な範囲において学校給食費負担者及び同一生計世帯員の個人情報を調査し使用することに承諾します。
- この申込書をもって、学校給食事業の実施のために必要な範囲で、学校に照会することに承諾します。また、学校給食費を滞納した場合、滞納額や滞納理由、世帯状況等を把握するために、高松市及び高松市学校給食担当課と学校が互いに知り得ている情報を共有することにも承諾します。

児童手当及び特例給付に係る学校給食費の徴収等に関する申出書

（宛先）高松市長

私は、万一、学校給食費を滞納した場合、児童手当法第21条第1項又は第2項（附則第2条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、市長から支給を受ける児童手当等（児童手当及び特例給付をいう。以下同じ。）から、その支払期日をもって当該滞納する学校給食費の支払に充てることを申し出ます。なお、この申出の撤回を行わない限りにおいて、この申出に基づき、児童手当等から学校給食費の支払に充てることに同意します。

令和 ○年 ○月 ○日

児童手当受給者（保護者等）

氏名 高松 太郎

住所 高松市番町一丁目8番15号

学校給食費を滞納した際、児童手当から天引きして支払に充てることができますので、同意する場合に記入してください。
※申込書に記載の保護者が児童手当受給者でない場合、また、高松市以外から児童手当を受給している場合は、記入しないでください。